

# 医療情報取得加算に係るお知らせ

2024年6月1日

当院は、オンライン資格確認について下記の整備を行っており、薬剤情報、特定健診情報等の診療情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供に努めています。

オンライン資格確認を行う体制を有しています

受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います

国が定めた診療報酬算定要件に従い、2024年6月1日より下記の通り診療報酬点数を算定いたします。

<初診時>

▶加算1：3点（月に1回）

- ・健康保険証にて資格確認を行った場合
- ・マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合

▶加算2：1点（月に1回）

- ・マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合
- ・他の医療機関から診療情報提供を受けた場合

<再診時>

▶加算3：2点（3カ月に1回）

- ・健康保険証にて資格確認を行った場合
- ・マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合

▶加算4：1点（3カ月に1回）

- ・マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合
- ・他の医療機関から診療情報提供を受けた場合

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

※従来通り、健康保険証による保険証確認はできますが、12月2日より現行の保険証は新規発行されなくなります。

月に1回の保険証確認時には、マイナンバーカードによる健康保険証の確認のご協力をよろしくお願いいたします。